

2019年度 NPO助成金制度 応募要領

《 NPO 助成金制度の趣旨 》

現在、私達を取り巻く社会環境において、少子・高齢化や自然環境の悪化、教育環境の整備など、自治体や個人の力だけでは解決が困難な多くの社会的問題が存在します。

北陸ろうきんは、労金運動を通じた勤労者の生活向上という、〈ろうきん〉の使命を徹底追求することを通じて、〈ろうきん〉に期待される協同組織金融機関としての役割発揮とSDGs達成に取り組んでいます。

その取組みの一つとして「NPO助成金制度」を通じて、福祉の向上や自然環境の保全・回復、消費者保護をはじめとした様々な課題の克服に向けて、地域に根差し熱心に取り組んでいるNPO・ボランティア団体等との協働により、誰もが喜びを持って共生できる、暮らしやすい地域づくりを応援します。

応募期間／9月1日(日)～10月31日(木)

北陸労働金庫

2019年度 NPO 助成金制度 応募要領

1. 助成対象団体

NPO 法人、任意団体（NPO 団体、ボランティア団体等）で、次のすべてに該当することが必要です。

- (1) 北陸3県内に主たる事務所を有していること。
- (2) 会則・規約または定款があり、活動計算書または決算報告書の作成がされていること。
- (3) 2年以上（2017年9月1日以前から）の活動実績があること。
- (4) 当金庫に助成金受取口座を開設できる団体であること。
- (5) 会費・事業収入などの自己財源で運営していること。
- (6) 活動（事業）内容が顕著であり、今後も継続されることが見込める団体であること。

また、次のいずれにも該当しないことを表明することができ、かつ将来にわたっても該当しないことを確約できる団体及びその代表者

- ・暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者。

2. 助成対象内容

助成対象内容は、次に掲げる活動（事業）に要する費用（行事の開催費・備品購入費等）となります。

- (1) 活動（事業）分野が次のいずれかに該当するものであること。
 - ① 特定非営利活動促進法（第2条の別表）^{※1}に掲げる活動であること。
 - ② 本制度の目的に沿うと判断される活動（事業）であること。
- (2) 自発的・非営利的活動で公共性のある活動であること。
- (3) 北陸3県内での活動であること。
- (4) 当金庫と共通の目的意識を有し、相互に協力・協調できるような活動であること。
- (5) 2020年中（2020年1月1日～2020年12月31日）に実施予定の活動（事業）に必要な費用であること。

※1 特定非営利活動促進法 第2条の別表

- | | |
|---------------------------|--|
| 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 | 11. 国際協力の活動 |
| 2. 社会教育の推進を図る活動 | 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 3. まちづくりの推進を図る活動 | 13. 子どもの健全育成を図る活動 |
| 4. 観光の振興を図る活動 | 14. 情報化社会の発展を図る活動 |
| 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | 15. 科学技術の振興を図る活動 |
| 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 | 16. 経済活動の活性化を図る活動 |
| 7. 環境の保全を図る活動 | 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 8. 災害救援活動 | 18. 消費者の保護を図る活動 |
| 9. 地域安全活動 | 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
| 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 | 20. 法第2条別表各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市が条例で定める活動 |

3. 助成金額

2019年度助成金総額 300万円

なお、1団体への助成金額は30万円を上限とする。（1万円単位）

※ 審査の結果、申請金額から減額助成となる場合があります。

4. 応募期間と受付

(1) 応募期間

2019年9月1日（日）～10月31日（木）

(2) 応募受付

最寄りの営業店または経営企画部で受付いたします（郵送可）。

5. 応募内容と制限

応募の申請は、1団体1項目（行事の開催費、備品購入費、修繕費等いずれか1項目）に限ります。
なお、「行事の開催費」の中に「備品購入費等」と思われる費用を含めないこととします。

2016、2017、2018年度の交付団体は申請できません。

また、趣味的活動の延長と思われる団体は選考時に助成対象外となる場合があります。

6. 応募方法

当金庫所定の申請書（様式①及び様式②）に必要事項を記入の上、下記の添付書類を添えて申請してください。

(1) 会則・規約または定款

(2) 前年度の事業報告書および活動計算書

(3) 当年度の事業計画書および収支予算書

(4) 申請内容の確認資料

・事業（活動）に関する申請（来年実施予定の行事の開催費）の場合は申請書様式③・④をご記入ください。

・団体の管理に関する申請（備品購入・修繕等に関するもの）の場合は見積書を添えてください。

※ 申請受付後、必要に応じて追加資料の提出や電話等でのヒアリングを行うことがあります。

※ 申請書類はお返しいたしません。

※ 「助成金交付申請書」は、営業店もしくはホームページから取得することができます。

7. 助成団体及び助成金額の選考方法

助成団体及び助成金額は、2019年12月に開催する「助成金交付団体選考委員会」において選考の後決定します。なお、結果の発表は2020年1月中旬を予定しております。

※ 選考の経過や可否の理由等についてのお問い合わせには応じておりません。

8. 助成金の交付

助成金の交付は、2020年2月下旬以降となります。

9. 問い合わせ先

最寄りの営業店または下記までお問い合わせください。

北陸労働金庫 経営企画部

〒920-8552 金沢市芳斉 2-15-18（メールアドレス:s-kikaku@hokuriku.rokin.or.jp）

TEL:076-231-2165 FAX:076-222-7048

ホームページ <<http://hokuriku.rokin.or.jp>>

ろうきん行動指針 ~2019年3月~ SDGs (※1)

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資(※2)などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいきます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取り組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

※1 SDGs : 持続可能な開発目標

※2 ESG投資 : 環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行なう投資

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

1. 貧困をなくそう
2. 飢餓をゼロ
3. すべての人に健康と福祉を
4. 質の高い教育をみんなに
5. ジェンダー平等を実現しよう
6. 安全な水とトイレを世界中に
7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに
8. 働きがいも経済成長も
9. 産業と技術革新の基盤をつくろう
10. 人や国の不平等をなくそう
11. 住み続けられるまちづくりを
12. つくる責任 つかう責任
13. 気候変動に具体的な対策を
14. 海の豊かさを守ろう
15. 陸の豊かさも守ろう
16. 平和と公正をすべての人に
17. パートナースhipで目標を達成しよう

北陸労働金庫

〒920-8552 石川県金沢市芳斉 2-15-18

Tel: 076-231-8000(代)

ホームページ <http://hokuriku.rokin.or.jp>

